

仕 様 書

1. 契約件名

令和7年度一般定期健康診断等業務委託（単価契約）

2. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 予定対象者数

別紙「実施場所及び予定対象者数一覧表」に記載の大半労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所に所属する職員及び非常勤職員（各地区別の対象者数はあくまでも予定であり、増減がある場合も了承すること。）

4. 実施場所

別紙「実施場所及び予定対象者数一覧表」のとおり。記載場所とは別の場所に変更する場合（変更前の近隣）があるが、了承すること。

5. 実施項目

各種検診にかかる実施項目については、以下のとおりとする。

A. 一般健康診断

検査項目	検査内容
一般計測検査	問診（既往歴、自覚症状、他覚症状）・質問票（服薬、喫煙）・身長・体重
	BMI・視力・聴力（会話法）・血圧測定（収縮期／拡張期）・医師の診断
	尿検査（糖・蛋白）
腹囲測定	腹囲
胸部X線検査	胸部X線検査 間接（結核）
	胸部X線検査 間接（肺がん）※注1
血液検査	肝機能検査（GOT・GPT・ γ -GTP）
	TC（総コレステロール）・TG（中性脂肪）
	HDLコレステロール・LDLコレステロール
	血糖検査（HbA1c又は空腹時血糖）
	貧血検査（RBC・Hb・Ht・WBC）
心電図	安静時
大腸検査	便潜血検査（1日法）
胃部X線検査	X線間接撮影検査
喀痰検査	喀痰細胞診 ※注2
子宮がん検診	子宮頸部細胞診
乳がん検診	視診、触診、マンモグラフィー（1方向、40歳以上の場合2方向）
風しん検査	抗体検査

※注1 肺がん胸部エックス線検査は、結核の検査に用いるエックス線写真を読影することにより行うもの。

※注2 問診を行い、50歳以上で喫煙指数（1日の平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上となる者（過去における喫煙者を含む。）を対象とするもの。

B. 臨時健康診断

検査項目	検査内容
VDT検査	問診（問診票（自覚症状、作業環境等））
	診察（眼所見、筋骨格所見）
	視力検査（30cm、50cm、5m）
	屈折検査（オートレフレクトメーター等）
	調節検査（近点計）
	眼位検査（おおい試験、交代遮閉試験）
	立体視検査（ティトマスフライテスト）
筋力検査（握力）	

6. 実施方法

- 各巡回検診会場の設営・受付・撤去等は、受託者が行うこと。
- 落札後、大分労働局担当職員と協議し、署所ごとの実施会場及び実施時期にかかる予定表を作成し、提出すること。
- 各巡回検診にて受診できなかった者がいた場合は、後日受診することができるように対応すること。
- 実施会場の選定にあたっては、労働局及び各署所の会議室等を活用すること。
実施場所においてX線撮影車等が配置できない場合は、当局と調整のうえ場所を確定する。
- 実施時期については、契約締結時から令和7年10月末をめでに終了するよう設定すること。
なお、上記期間内の実施完了が困難な場合は、大分労働局総務部総務課総務係と打ち合わせのうえ実施時期を設定すること。
 - 各履行場所における健康診断実施日の詳細については、担当職員と打ち合わせのうえ確定すること。なお、実施回数について、大分地区は原則として6日または7日で調整を行い、大分地区以外は1日または2日で調整を行うこととする。
 - 検診は遅くとも午後5時までには終了すること。
- 各種検診に必要な器材は、受託者が用意すること。
- 胸部X線フィルムは、2人以上の医師が読影し、そのうち少なくとも1人は、胸部・内科・放射線等の認定医（専門医・指導医）の有資格者、または読影歴10年以上の者とする。
- 胸部X線撮影においては、X線の漏洩、妊婦（妊娠の可能性のある女性）に対する撮影時の放射線事故の予防を確実にすること。

7. 検診結果について

- 検診ごとに、医師が総合判断を行うこと。
- 数値等の結果に異常が無い場合においても自覚症状がある場合は、内容に対するコメントを記載すること。
- 個人あて検診結果通知書には、検診項目についての説明が記載されていること。
- 個人あて結果通知書は、個人が所属する官署ごとにまとめて、検診終了後すみやかに親展文書にて送付すること。
なお、個人あて検診結果通知書の送付と併せて、大分労働局総務部総務課総務係あてに検診結果票を1部提出すること。
また、実施した全検査項目について、電子データ（国が示す電子的標準様式（XML形式）に対応したもの）で提出すること。

提出期限 令和7年11月28日（金）

- 検診実施後、緊急連絡が必要な者がいた場合には、大分労働局総務部総務課総務係あてに報告するとともに、求めに応じてデータを提出し、必要に応じて紹介状を提出するものとする。
- 平成17年4月1日付け「個人情報の保護に関する法律」が施行されたが、当該検診は人事院規則に基づいて実施する検診であり、受診申し込み時に検診結果票を健康管理者あて提出することについて明記しているので、改めて同意書は徴取しないこととする。

8. 情報セキュリティの確保

受託者は健康診断の実施にあたり、以下に定める個人情報の管理を厳重に行わなければならない。

- 大分労働局が提供するデータ等の保護・管理に必要な内部手続きを作成するなど、情報セキュ

リティ管理体制や貸与物の管理方法について、明確にすること。

- (2) 業務で知り得た情報の秘密は、契約期間中はもとより、その契約終了以降についても保持すること。
- (3) 当該業務で知り得た情報は、契約の目的のためにのみ限定して使用すること。
- (4) 大分労働局の許可なく、提供するデータ・資料の複写、複製を行わないこと。
- (5) データの漏洩等の事故が発生した場合には、書面にて直ちに発生状況を報告すること。
- (6) 管理上必要な場合には、大分労働局が立ち入り検査を行うものとする。

9. その他

- (1) 本仕様書は、業務の大要を示したものであり、この仕様書に記載のない事項でも、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、自然附帯の業務又は委託者が特に指示した事項は、委託金額の範囲内で実施すること。
- (2) 検診実施中に発生した事故等については、事故の大小に関わらず、責任をもって対処すること。
- (3) 廃棄物の処理等については、衛生状態に配慮し、必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。

10. 代金の請求及び支払いについて

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 請求金額は、各種検診それぞれの単価（消費税抜き）に、受診人数を乗じた合計金額に、消費税額を加算した金額とする。
- (3) 『請求書』の宛名は「官署支出官 大分労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (4) 当方の支払いは、適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。
- (5) 請求書の提出先及び請求書の詳細については、以下の担当部署に確認すること。

大分労働局総務部総務課 会計第三係

〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階

(TEL : 097-536-3211)